

財団法人 泉佐野市公園緑化協会 寄附行為

許可 平成 4年 2月 26日

変更 平成 8年 11月 25日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 泉佐野市公園緑化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を大阪府泉佐野市りんくう往来南6番12に置く。

(目的)

第3条 この法人は、泉佐野市の公園、緑地等の調和のとれた発展、愛護思想の向上及び緑化推進の啓発普及を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公園、緑地等の維持管理の受託に関する事業
- (2) 緑化推進助成等に関する事業
- (3) 公園、緑地等の愛護思想の啓発普及事業
- (4) 公園、緑地等に付帯する駐車場等の経営に関する事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分と制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決により定め、大阪府知事に届けなければならない。

(暫定予算)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第12条 理事長は、年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 常務理事 1名
  - (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。) 10名以上 15名以内
  - (4) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - 3 理事は互選により、理事長及び常務理事各1名を定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び大阪府知事に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること

#### (任 期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

### (構成)

第19条 理事会は理事をもって構成する。

### (権限)

第20条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

### (開催)

第21条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の職務を行うため必要と認めたとき

### (招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第24条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

### (議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選任された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 28 条 この法人に、評議員 10 人以上 15 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第 16 条及び第 18 条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 29 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第 15 条第 4 項第 4 号の場合は、監事が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 31 条及び第 32 条に関する事項について意見を述べる。
- 6 第 24 条から第 27 条までの規定は評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第 6 章 事務局

(設 置)

第 30 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の許可を得て、この法人と同種の目的をもつ公益法人又は、泉佐野市に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

### (委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。